

川西市ジェンダー平等・男女共同参画推進事業所表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「川西市ジェンダー平等推進プラン」に基づき、ジェンダー平等・男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰し、その取組を広く周知することで、市内事業所及び市民のジェンダー平等・男女共同参画への意識を高め、もって本市のジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰の対象となる事業所は、川西市内に事業所又は事業所を有する法人その他の団体とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 女性の採用・登用や職域拡大のため積極的な取組を行っている事業所
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な取組を行っている事業所
- (3) 性別に関わらず、全ての人が共同して参画できる職場づくりに向け積極的な取組を行っている事業所

2 次のいずれかに該当する場合は、川西市ジェンダー平等・男女共同参画推進事業所表彰を受けることができない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 行政機関からの指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) その他、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

3 第1項の規定にかかわらず、この表彰制度により過去に表彰を受けた事業所については、対象としない。

(募集)

第4条 表彰の対象となる事業所の募集は、毎年度1回、公募により行うものとし、自薦・他薦は問わない。

(応募方法)

第5条 表彰の応募をしようとする者は、応募（推薦）用紙に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(選考)

第6条 応募があった事業所の選考は、川西市男女共同参画審議会委員1名と市長公室長、市長公室副公室長、人権推進多文化共生課長、市民環境部副部長、産業振興課長による書類審査により行うものとする。

(表彰及び公表)

第7条 表彰は、表彰状を授与することで行うものとする。

2 表彰された事業所については、市広報誌・市ホームページ等へその取組みの内容等を掲載することにより、周知するものとする。

3 表彰された事業所は副賞として、市ホームページに3ヶ月間バナー広告を掲載することができる。ただし、「川西市有料広告取扱要綱」に規定する「川西市ホームページ広告掲載申込書」に必要書類を添えて申込みをしなければならない。

(表彰の取消し)

第8条 市長は、被表彰事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により、表彰を受けたとき

(2) その他、市長が不適格と判断したとき

(その他)

第9条 この要綱に定め得るものほか、表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。